

奈良県産材住宅支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、奈良県内における新築住宅への県産材の利用拡大を図るため、第3に掲げる要件を満たした一戸建ての住宅又は共同住宅（以下「住宅等」という。）の新築に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (2) 県産材 奈良県内において生産された原木を製材加工した製品（第5第6号の県産材であることの証明書により証明されたものに限る。）をいう。
- (3) 構造材 構造躯体を構成する部材のうち、土台、柱（管柱、通柱及び間柱）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、小屋束、根太、大引、筋交、貫、垂木等をいう。
- (4) 内装材 室内の見える部分に使用される木材（床、壁、天井材等）をいう。

第3 補助対象者

補助金の交付を受けることのできる者は、平成21年12月8日に閣議決定された国の住宅エコポイント制度による住宅エコポイント及び平成23年10月21日に閣議決定された復興支援・住宅エコポイント（以下「国の住宅エコポイント」という。）の取得者又は取得予定者であって、次の各号に掲げる要件を満たした住宅等を新築するものとする。

- (1) 新築工事が完了する日が平成24年1月1日以降であって、国の住宅エコポイントの発行対象となる住宅等であること。
- (2) 平成24年12月31日までに県産材を利用した木工事が完了する住宅等であること。
- (3) 奈良県内において建築された新築の住宅等であること。
- (4) 県産材を構造材に5 m³以上又は内装材に10 m²以上使用した住宅等であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅等であること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可を受けた県内の事業者により施工された住宅等であること。

第4 補助対象経費及び補助金の額

補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の対象となる経費			補助金の額	
住宅等の新築 工事に係る 経費の種類	1戸当たり又は1棟当 りの材積又は使用面積		新築工事の完了日	新築工事の完了日
			〔平成24年1月1日〕 } 〔平成24年3月31日〕	〔平成24年4月1日〕 } 〔平成24年12月31日〕
県産材である 構造材の使用 に要する経費	5.0 m ³ 以上	5.5 m ³ 未満	10.0 万円	10.0 万円
	5.5 m ³ 以上	6.0 m ³ 未満	11.0 万円	11.0 万円
	6.0 m ³ 以上	6.5 m ³ 未満	12.0 万円	12.0 万円
	6.5 m ³ 以上	7.0 m ³ 未満	13.0 万円	13.0 万円
	7.0 m ³ 以上	7.5 m ³ 未満	14.0 万円	14.0 万円
	7.5 m ³ 以上	8.0 m ³ 未満	15.0 万円	15.0 万円
	8.0 m ³ 以上	8.5 m ³ 未満	16.0 万円	16.0 万円
	8.5 m ³ 以上	9.0 m ³ 未満	17.0 万円	17.0 万円
	9.0 m ³ 以上	9.5 m ³ 未満	18.0 万円	18.0 万円
	9.5 m ³ 以上	10.0 m ³ 未満	19.0 万円	19.0 万円
10.0 m ³ 以上		20.0 万円	20.0 万円	
県産材である 内装材の使用 に要する経費	10.0 m ² 以上	11.0 m ² 未満	5.0 万円	5.0 万円
	11.0 m ² 以上	12.0 m ² 未満	5.5 万円	5.5 万円
	12.0 m ² 以上	13.0 m ² 未満	6.0 万円	6.0 万円
	13.0 m ² 以上	14.0 m ² 未満	6.5 万円	6.5 万円
	14.0 m ² 以上	15.0 m ² 未満	7.0 万円	7.0 万円
	15.0 m ² 以上	16.0 m ² 未満	7.5 万円	7.5 万円
	16.0 m ² 以上	17.0 m ² 未満	8.0 万円	8.0 万円
	17.0 m ² 以上	18.0 m ² 未満	8.5 万円	8.5 万円
	18.0 m ² 以上	19.0 m ² 未満	9.0 万円	9.0 万円
	19.0 m ² 以上	20.0 m ² 未満	9.5 万円	9.5 万円
	20.0 m ² 以上	21.0 m ² 未満	10.0 万円	10.0 万円
	21.0 m ² 以上	22.0 m ² 未満		10.5 万円
	22.0 m ² 以上	23.0 m ² 未満		11.0 万円
	23.0 m ² 以上	24.0 m ² 未満		11.5 万円
	24.0 m ² 以上	25.0 m ² 未満		12.0 万円
	25.0 m ² 以上	26.0 m ² 未満		12.5 万円
	26.0 m ² 以上	27.0 m ² 未満		13.0 万円
	27.0 m ² 以上	28.0 m ² 未満		13.5 万円
	28.0 m ² 以上	29.0 m ² 未満		14.0 万円
	29.0 m ² 以上	30.0 m ² 未満		14.5 万円
	30.0 m ² 以上	31.0 m ² 未満		15.0 万円
	31.0 m ² 以上	32.0 m ² 未満		15.5 万円
	32.0 m ² 以上	33.0 m ² 未満		16.0 万円
	33.0 m ² 以上	34.0 m ² 未満		16.5 万円
	34.0 m ² 以上	35.0 m ² 未満		17.0 万円
	35.0 m ² 以上	36.0 m ² 未満		17.5 万円
	36.0 m ² 以上	37.0 m ² 未満		18.0 万円
	37.0 m ² 以上	38.0 m ² 未満		18.5 万円
	38.0 m ² 以上	39.0 m ² 未満		19.0 万円
	39.0 m ² 以上	40.0 m ² 未満		19.5 万円
40.0 m ² 以上	41.0 m ² 未満		20.0 万円	
41.0 m ² 以上	42.0 m ² 未満		20.5 万円	
42.0 m ² 以上	43.0 m ² 未満		21.0 万円	
43.0 m ² 以上	44.0 m ² 未満		21.5 万円	
44.0 m ² 以上	45.0 m ² 未満		22.0 万円	
45.0 m ² 以上	46.0 m ² 未満		22.5 万円	
46.0 m ² 以上	47.0 m ² 未満		23.0 万円	
47.0 m ² 以上	48.0 m ² 未満		23.5 万円	
48.0 m ² 以上	49.0 m ² 未満		24.0 万円	
49.0 m ² 以上	50.0 m ² 未満		24.5 万円	
50.0 m ² 以上			25.0 万円	

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良県産材住宅支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、国の住宅エコポイントが発行されている場合は第1号から第6号まで、第8号、第13号及び第14号に掲げる書類を、発行されていない場合は第1号及び第3号から第14号までの書類を各1部添付して知事に提出しなければならない。

なお、国の住宅エコポイントが発行されていない場合であって、構造材に県産材を使用することにより補助金の交付を受けようとするときは、建築基準法第7条の3第5項の中間検査合格証が交付された以降に、内装材に県産材を使用することにより補助金を受けようとするときは、内装工事が完了した以降に、交付申請を行わなければならない。

- (1) 奈良県産材住宅支援事業利用計画書（第2号様式）
- (2) 国の住宅エコポイントの発行・交換状況のお知らせの写し
- (3) 国の住宅エコポイント申請に係る工事証明書（新築）の写し
- (4) 県産材（構造材）使用内訳書（第3号様式）又は県産材（内装材）使用内訳書（第4号様式）
- (5) 製材業者等から徴収した構造材又は内装材に使用した県産材の使用量を証明する書面（主要構造材又は内装材に係る県産材総使用量の納品伝票等の写し）
- (6) 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第5号様式）又はこれに代わるもの
- (7) 建築工事請負契約を締結した請負相手方の建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可証の写し
- (8) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（確認が不要な住宅等は、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届の写し）
- (9) 建築基準法第7条の3第5項の中間検査合格証の写し
- (10) 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し（完了検査が終了している場合に限る。）
- (11) 国の住宅エコポイントの対象となる住宅であることを証明した第三者機関が発行した証明書の写し
- (12) 小屋組工事が完了したこと又は内装工事が完了したことを証明する写真
- (13) 代理申請を行う場合は、委任状（第6号様式）及び代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- (14) その他知事が必要と認めるもの

第6 補助金の交付の決定

知事は、第5の規定により提出のあった交付申請書を審査し、及び必要に応じて県産材の使用状況等について現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第7 実績報告

申請者は、補助金の対象となる住宅等の新築工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

第8 補助金の額の確定

知事は、第7の規定により提出された実績報告書を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

第9 補助金の交付請求

第8の補助金の額の確定の通知を受けた申請者は、速やかに請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の交付

知事は、第9に規定する補助金交付請求書を受理した場合において、適当であると認めるときは、当該補助金を交付する。

第11 書類等の保存

申請者は、本事業に係る書類、写真その他の証拠書類は、補助金の対象となる住宅等の新築工事が完了した日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。